

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年2月16日(2017.2.16)

【公表番号】特表2016-512629(P2016-512629A)

【公表日】平成28年4月28日(2016.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-026

【出願番号】特願2015-556035(P2015-556035)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/10 (2012.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 Q 50/10

G 06 F 13/00 650 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月13日(2017.1.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ソーシャルネットワーキングシステムによって実行される、コンピュータに実装される方法において、

前記ソーシャルネットワーキングシステムが、サードパーティアプリケーションを提供する遠隔のサードパーティシステムから、第1のユーザが該サードパーティアプリケーション上において第2のユーザとの一方向性の繋がりを有するという通知を受け取る工程であって、前記遠隔のサードパーティシステムは前記ソーシャルネットワーキングシステムとは異なり、前記第1のユーザは前記ソーシャルネットワーキングシステム上に第1のソーシャルネットワーキングユーザアカウントを有し、前記第2のユーザは前記ソーシャルネットワーキングシステム上に前記第1のソーシャルネットワーキングユーザアカウントとは異なる第2のソーシャルネットワーキングユーザアカウントを有し、前記第1のユーザは前記遠隔のサードパーティシステム上に第1のサードパーティユーザアカウントを有し、前記第2のユーザは前記遠隔のサードパーティシステム上に第2のサードパーティユーザアカウントを有する、前記工程と、

前記第2のユーザが前記サードパーティアプリケーション上においてコンテンツをポストしたという通知を、前記サードパーティアプリケーションから受け取る工程と、

前記第1のユーザ用のフィードを生成する工程であって、該フィードは、前記サードパーティアプリケーション上において前記第2のユーザによってポストされる前記コンテンツの少なくとも一部分を含むポストを含み、該ポストは、前記第2のユーザの前記第2のソーシャルネットワーキングユーザアカウントに帰属される、前記工程と、

前記第1のユーザのクライアントデバイスに対する表示用に前記フィードを送る工程であって、前記ソーシャルネットワーキングシステム及び前記遠隔のサードパーティシステムは前記第1のユーザの前記クライアントデバイスとは異なる、前記工程と、

を備える方法。

【請求項2】

前記サードパーティアプリケーションから、前記サードパーティアプリケーション上の前記第2のユーザの前記アカウントの識別子と、前記ソーシャルネットワーキングシステム

ム上の前記第2のユーザのアカウントの識別子とを、受け取る工程と、

マッピングを記憶する工程であって、該マッピングは、

前記サードパーティアプリケーション上の前記第2のユーザの前記アカウントの前記識別子と、

前記ソーシャルネットワーキングシステム上の前記第2のユーザの前記アカウントの前記識別子と、を含む、前記工程と、

をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第2のユーザが前記サードパーティアプリケーション上においてコンテンツをポストしたという前記通知は、前記サードパーティアプリケーション上の前記第2のユーザの識別子を含み、前記方法はさらに、

記憶された前記マッピングを使って、前記ソーシャルネットワーキングシステム上の前記第2のユーザの前記アカウントの前記識別子を決定する工程と、

前記ソーシャルネットワーキングシステム上の前記第2のユーザの前記ユーザアカウントのユーザ名を、前記コンテンツの前記少なくとも一部分に視覚的に関連付けて表示することによって、前記ポストを前記ソーシャルネットワーキングシステム上の前記第2のユーザの前記ユーザアカウントに帰属させる工程と、

を備える、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記方法はさらに、

前記第1のユーザが前記第2のユーザをフォローしていることを示すために、前記ソーシャルネットワーキングシステムのソーシャルグラフを更新する工程と、

前記第2のユーザによってポストされた前記コンテンツが前記第1のユーザ用の前記フィードの中に含まれるべきであることを、前記ソーシャルグラフに基づいて決定する工程と、

を備える、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記ソーシャルネットワーキングシステム上において前記第2のユーザは前記第1のユーザの直接的な繋がりではない、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記第1のユーザ用の前記フィードを生成する工程は、

前記ポストが前記第1のユーザ用のもっとも最近のコンテンツ・アイテムのいくつかの内にあるような時に、前記コンテンツが前記第2のユーザによって前記サードパーティアプリケーション上においてポストされたか否かを判定する工程と、

前記ポストが前記第1のユーザ用のもっとも最近のコンテンツ・アイテムのいくつかの内にあるような時に、前記コンテンツが前記第2のユーザによって前記サードパーティアプリケーション上においてポストされたと判定することに応じて、前記第1のユーザ用の前記フィード内に前記ポストを含める工程と、

を備える、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記第2のユーザが前記サードパーティアプリケーション上においてコンテンツをポストしたか否かを判定するために、前記サードパーティアプリケーションに問い合わせる工程をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

非一時的なコンピュータ可読記憶媒体において、

ソーシャルネットワーキングシステムが、サードパーティアプリケーションを提供する遠隔のシステムから、第1のユーザが該サードパーティアプリケーション上において第2のユーザとの一方向性の繋がりを有するという通知を受け取るための命令であって、前記遠隔のシステムは前記ソーシャルネットワーキングシステムとは異なり、前記第1のユーザは前記ソーシャルネットワーキングシステム上に第1のソーシャルネットワーキング

ユーザアカウントを有し、前記第2のユーザは前記ソーシャルネットワーキングシステム上に前記第1のソーシャルネットワーキングユーザアカウントとは異なる第2のソーシャルネットワーキングユーザアカウントを有し、前記第1のユーザは前記サードパーティシステム上に第1のサードパーティユーザアカウントを有し、前記第2のユーザは前記サードパーティシステム上に第2のサードパーティユーザアカウントを有する、前記命令と、

前記ソーシャルネットワーキングシステムが、前記第2のユーザが前記サードパーティアプリケーション上においてコンテンツをポストしたという通知を、前記サードパーティアプリケーションから受け取るための命令と、

前記ソーシャルネットワーキングシステムが前記第1のユーザ用のフィードを生成するための命令であって、該フィードは、前記サードパーティアプリケーション上において前記第2のユーザによってポストされる前記コンテンツの少なくとも一部分を含むポストを含み、該ポストは、前記第2のユーザの前記第2のソーシャルネットワーキングユーザアカウントに帰属される、前記命令と、

前記ソーシャルネットワーキングシステムが前記第1のユーザのクライアントデバイスに対する表示用に前記フィードを送るための命令であって、前記ソーシャルネットワーキングシステム及び前記サードパーティアプリケーションは前記第1のユーザの前記クライアントデバイスとは異なる、前記命令と、

を備える媒体。

【請求項9】

前記サードパーティアプリケーションから、前記サードパーティアプリケーション上の前記第2のユーザの前記アカウントの識別子と、前記ソーシャルネットワーキングシステム上の前記第2のユーザのアカウントの識別子とを、受け取るための命令と、

マッピングを記憶するための命令であって、該マッピングは、

前記サードパーティアプリケーション上の前記第2のユーザの前記アカウントの前記識別子と、

前記ソーシャルネットワーキングシステム上の前記第2のユーザの前記アカウントの前記識別子と、を含む、前記命令と、

をさらに備える、請求項8に記載の媒体。

【請求項10】

前記第2のユーザが前記サードパーティアプリケーション上においてコンテンツをポストしたという前記通知は、前記サードパーティアプリケーション上の前記第2のユーザの識別子を含み、前記媒体はさらに、

記憶された前記マッピングを使って、前記ソーシャルネットワーキングシステム上の前記第2のユーザの前記アカウントの前記識別子を決定するための命令と、

前記ソーシャルネットワーキングシステム上の前記第2のユーザの前記ユーザアカウントのユーザ名を、前記コンテンツの前記少なくとも一部分に視覚的に関連付けて表示することによって、前記ポストを前記ソーシャルネットワーキングシステム上の前記第2のユーザの前記ユーザアカウントに帰属させるための命令と、

を備える、請求項9に記載の媒体。

【請求項11】

前記媒体はさらに、

前記第1のユーザが前記第2のユーザをフォローしていることを示すために、前記ソーシャルネットワーキングシステムのソーシャルグラフを更新するための命令と、

前記第2のユーザによってポストされた前記コンテンツが前記第1のユーザ用の前記フィードの中に含まれるべきであることを、前記ソーシャルグラフに基づいて決定するための命令と、

を備える、請求項8に記載の媒体。

【請求項12】

前記ソーシャルネットワーキングシステム上において前記第2のユーザは前記第1のユーザの直接的な繋がりではない、請求項8に記載の媒体。

【請求項 1 3】

前記第1のユーザ用の前記フィードを生成することは、

前記ポストが前記第1のユーザ用のもっとも最近のコンテンツ・アイテムのいくつかの内にあるような時に、前記コンテンツが前記第2のユーザによって前記サードパーティアプリケーション上においてポストされたか否かを判定することと、

前記ポストが前記第1のユーザ用のもっとも最近のコンテンツ・アイテムのいくつかの内にあるような時に、前記コンテンツが前記第2のユーザによって前記サードパーティアプリケーション上においてポストされたと判定することに応じて、前記第1のユーザ用の前記フィード内に前記ポストを含めることと、

を備える、請求項8に記載の媒体。

【請求項 1 4】

前記第2のユーザが前記サードパーティアプリケーション上においてコンテンツをポストしたか否かを判定するため、前記サードパーティアプリケーションに問い合わせるための命令をさらに備える、請求項8に記載の媒体。